

令和7年度 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） FAQ集

近畿経済産業局 産業技術課 令和7年5月1日更新

番号	分類	質問	回答
1	申請対象者	中小企業者等の定義（公募要領p.44）の資本金と従業員数について、どちらも要件を満たす必要があるか。	資本金または従業員数どちらかの要件を満たしていれば、中小企業者等として認められます。 【中小企業庁HP 中小企業・小規模企業者の定義】 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html
2	申請対象者	中小企業者等の定義（公募要領p.44）の資本金と従業員数の要件を満たしていても中小企業として認められないケースはあるか。	公募要領P.44～45記載の「みなし大企業」にあてはまる場合、Go-Tech事業の中小企業者等として認められません。 よって「みなし大企業」となる場合は本事業の申請対象となりませんのでご注意ください。
3	申請対象者	大企業は補助を受けられるのか。	直接・間接を問わず補助を受けることはできません。 なお、アドバイザーとしてのみ共同体に参画することはできます。
4	申請対象者	中小企業者等が事業管理機関として申請してもよいか。 その場合、研究等実施機関として参加する公設試等の補助率はどうなるのか。	中小企業者等が事業管理機関になることは可能です。 その場合、A 機関及びB機関の補助率は一律2/3になります。
5	申請対象者	事業管理機関を引き受けてくれる機関を探したい。	Go-Techナビでは、共同体を構成するうえで必要な事業管理機関、研究等実施機関を検索できる機能がございます。 各機関のこれまでの支援実績を掲載しておりますのでご覧いただき、連携できそうな機関にご連絡ください。 【中小企業庁HP Go-Techナビ】 https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php
6	申請対象者	事業管理機関の所在は、近畿経済産業局の管轄外でもよいのか。	本事業においては、主たる研究実施場所の都道府県を担当する地方経済産業局に申請していただきます。 事業管理機関の所在が、近畿経済産業局管轄外でも、主たる研究等実施場所が近畿経済産業局管内であれば、近畿経済産業局へ申請してください。
7	申請対象者	従たる研究等実施機関が海外の大学でもよいか。	共同体の構成員は日本国内において事業を営み、本社を置き、研究開発等を行うことが必要なので、海外の大学は従たる研究等実施機関となることはできません。なおアドバイザーであれば参画していただくことは可能です。
8	アドバイザー	共同体でアドバイザーの参画が必須となるのは、どのようなケースか。	通常枠においては、従たる研究等実施機関又はアドバイザーに大学・公設試等（A機関）が参画することが必須となっております。 よって、共同体内で従たる研究等実施機関に大学・公設試等が参画していない場合、アドバイザーとして大学・公設試等に参画していただく必要があります。
9	中小企業要件	中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の2/3未満となった場合はどうなるのか。	本事業に要する補助金の配分は、中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2/3以上」である必要があります （「中小企業要件」と言います）。2年度目以降は、既に終了した年度の補助金額との合算で「2/3以上」であれば中小企業要件を満たしているものとします。この要件は交付申請時のみならず補助金額の確定の際にも満たしている必要がありますので、この要件を満たしていない場合、補助金の交付を受けられない場合があります。
10	Go-Tech以外の事業への申請	Go-Techに申請をした場合、他の競争的資金や自治体等の研究開発補助金に申請することはできないのか。	Go-Techに申請したことをもって、他の競争的資金や自治体等の研究開発補助金（以下、その他の事業）の申請ができなくなるというわけではございません。ただしその他の事業とGo-Techで行う研究開発内容が類似または関連する場合は、類似計画等状況説明書に記載いただく必要があります。詳細は、公募要領P.31～32をご確認ください。 また、Go-Techとその他の事業に同時に採択された場合、Go-Tech事業とその他の事業の経費・装置等の管理を明確に区分していただく必要がありますので、ご注意ください。
11	補助率	中小企業等の補助率は原則2/3だが、補助率が1/2になるのはどのようなケースか。	交付申請時において確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等は、補助率 1 / 2 となります。
12	補助率	採択審査委員会または中間評価の結果で下位50%となった場合、300万円までは定額、300万円を超える部分は補助率2/3が適用されるとのことだが、下位50%で事業管理機関（A機関）の補助対象経費を「312万」として申請したい場合、補助金交付申請額はいくらになるか。	例えば補助対象経費が312万円である場合、312万円のうち、300万円までは定額で、300万円を超える部分である12万円には補助率2/3が適用されます。よって補助金交付申請額は「300万円 + 12万円×2/3」から算出し「308万円」となります。
13	補助対象額、補助率	補助金額の上限が単年度4500万円、2年度合計で7500万円とあるが、1年目 2000万円、2年目5500万円というのは可能か。	単年度が4500万円が上限なので、2年目は4500万円が上限となります。
14	補助対象額、補助率	採択時の初年度申請額は4000万円を計上していたが、補助金申請の際、これを3000万円に減額申請し、差額（1000万円）を2年目の補助金申請額に振り替えて申請することは可能か。	2年度目以降の補助金額については、公募要領p.42記載の中間評価の結果、継続が許可された場合に限り、原則として補助上限額の範囲であって、かつ採択時又は中間評価において認められた各年度の金額の範囲で交付申請を行うことができます。但し、中小企業要件（※）を満たす必要がありますのでご注意ください。 ※中小企業要件：補助対象期間中、中小企業者等が受け取る補助金額が、事業管理機関が国から受け取る補助金額の「 2 / 3 以上」とする要件。詳細は公募要領p.12以降を参照してください。
15	補助対象額、補助率	中小企業者等が事業管理機関として申請する場合、A機関・B機関の補助率は一律 2/3となるが、補助対象外である1/3の自己負担分を、中小企業者等が負担することは可能か。	可能です。

16	補助対象額、補助率	通常枠において、A機関・B機関が事業管理機関と従たる研究等実施機関を兼ねる場合で、採択審査委員会において下位50%となった場合の定額上限金額はいくらか。	それぞれの機関としての補助金額に定額上限を適用します。 （事業管理機関としての補助金額→300万円まで定額、研究等実施機関としての補助金額→公募申請時における共同体全体の補助金額の1/6まで定額） そのため、経費内訳は事業管理機関分と研究等実施機関分を合算せず、様式 4 にて【内訳 1 に事業管理機関】、【内訳 2 以降に研究等実施機関】をご記入ください。 詳細は、公募要領p.16を参照してください。
17	提案書	申請書の書き方について相談に乗ってほしい。	申請書の書き方については、近畿経済産業局管内の事業者を対象に、中小企業基盤整備機構 近畿本部 企業支援課で相談を受け付けております。Go-Tech事業の申請書や研究計画等に関してご相談いただけます。 【中小企業基盤整備機構】 https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/supporting_industry/index.html 電話番号（近畿本部）：06-6264-8613 なお、公募要領に関するご質問は近畿経済産業局までお問い合わせください。
18	提案書	申請しようとしている研究開発の内容が、Go-Tech事業の対象であるか確認してほしい。	「中小企業の特定制ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に関する指針」（以下、「高度化指針」）を踏まえた研究内容であれば、申請可能です。 【中小企業の特定制ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針】 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html 研究内容が「高度化指針」のどの項目に当てはまるかは、ご自身で確認いただくか、または中小企業基盤整備機構にてご相談ください。
19	出資獲得枠	出資獲得枠においてファンドの種類や要件はあるのか。	業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人等となります。 また、ファンドの出資者の中から、中小企業に対し、伴走支援を含めた支援を行う担当者の選任が必要となります。 詳細は、公募要領p.18の「ファンド等の出資者の要件」を参照してください。
20	出資獲得枠	出資獲得枠において、出資時期の要件を教えてください。	補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間となります。 なお、交付申請時に、当該研究開発プロジェクトが成功した場合には主たる研究等実施機関に出資する旨の誓約書提出が必要です。詳細は、公募要領p.18～19を参照してください。
21	出資獲得枠	補助事業開始前に出資を受けた場合、出資時期の要件を満たすのか。	「補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後 1 年までの間」に全額出資することが条件であり、期間前の出資は含まれません。ただし、上記期間中に、新たに出資を受けていただく（ことが見込まれる）のであれば、出資獲得枠で申請可能です。
22	出資獲得枠	事業法人は出資者の要件を満たすのか。	業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人であれば、事業法人も出資者として認められます。
23	出資獲得枠	出資獲得枠においてプロジェクトが成功しなかった場合、ファンドは出資しなくてよいのか。またその際に、補助金の返還義務が生じるのか。	申請した研究開発プロジェクトが成功（※1）しなかった場合にはファンド等の出資者による出資は必須ではありません。 また、その場合に出資しなかったことをもって補助金の返還義務を課すことはありません。 （※1）当該研究開発プロジェクトの成否は公募要領p.18に記載のとおり、外部有識者等で構成される最終評価委員会で行う最終評価によります。
24	出資獲得枠	出資獲得枠の補助上限額は、単年度で 1 億円以下、2 年度合計で 2 億円以下、3 年度合計で 3 億円以下だが、ファンド等の出資額が1億円の場合の補助金額はいくらか。	公募要領P.17に「補助金総額の上限額は、補助事業開始から補助事業終了後 1 年までの間にファンド等の出資者が出資を予定している累計金額の 2 倍を上限とする」とあり、補助金額は3年度合計で2億円となります。
25	出資獲得枠	出資獲得予定額は3億円以上でもよいのか。	最低出資予定額は補助金申請総額の1/2以上である必要がありますが、出資予定額の上限はございません。 出資獲得枠における補助金額の上限に関する詳細は、公募要領p.16以降を参照してください。
26	出資獲得枠	出資者は2者以上でもよいのか。 また、複数の出資者で申請する場合「出資に関する誓約書」の様式はどのように用意すればよいのか 教えてください。	出資者は 2 者以上でも可能です。その場合、誓約書については出資者ごとにそれぞれご用意ください。 なお、「最低出資予定額は補助金申請総額の1/2以上」という要件は、出資額の合算で満たしていれば問題ございません。
27	出資獲得枠	当該研究開発プロジェクトが成功したにも関わらず、初年度交付決定日から補助事業終了後 1 年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の1/2を正当な理由なく下回った場合、出資者にどのような影響があるのか。	以降当該ファンド等の出資者は本事業におけるファンド等の出資者として認めません。 また、当該ファンド等の出資者の名称については、公表する場合があります。